

# 久留米広域合併任意協議会発足式及び第 1 回会議 次第

日 時 平成 14 年 7 月 20 日 (土) 14 : 30 ~

場 所 創世 2 階 華の間

## 1 . 開 会

## 2 . 経過報告及び久留米広域合併任意協議会規約の承認

設立準備会会長 赤司睦広

## 3 . 来賓挨拶

福岡県総務部地方課合併支援室長 福山利昭様

## 4 . 委員紹介

## 5 . 仮議長選出

## 6 . 会長及び副会長の選出

## 7 . 協議事項について

- (1) 平成 14 年度事業計画について
- (2) 平成 14 年度事業予算について
- (3) 会議の運営に関する規程について
- (4) 会議の傍聴要領について
- (5) 協議会の管理する情報の公開に関する規程について
- (6) その他

( 休 憩 )

## 8 . レクチャー / 合併任意協議会の役割について

福岡県総務部地方課合併支援室企画主幹 米倉秀之様

## 久留米広域合併任意協議会委員名簿

### ●久留米市

|                   |         |
|-------------------|---------|
| 久留米市長             | 白 石 勝 洋 |
| 久留米市議会議長          | 十 中 大 雅 |
| 久留米商工会議所会頭        | 前 川 博   |
| 久留米市農業協同組合代表理事組合長 | 今 村 信 義 |
| 久留米市女性の会連絡協議会会長   | 古 賀 喜美子 |

### ●八女市

|            |         |
|------------|---------|
| 八女市長       | 野 田 国 義 |
| 八女市議会議長    | 樋 口 安 次 |
| 八女市連合婦人会会長 | 野間口 幸 江 |
| 八女文化連盟副会長  | 橋 本 長 年 |
| (調 整 中)    |         |

### ●田主丸町

|                      |         |
|----------------------|---------|
| 田主丸町長                | 馬 田 博   |
| 田主丸町議会議員             | 小 西 和 義 |
| 田主丸町区長代表者会議会長        | 古 賀 正 邦 |
| 田主丸町地域婦人会連絡協議会竹野校区会長 | 清 水 公 子 |
| 福岡家庭裁判所調停委員          | 三 浦 俊 明 |

### ●北野町

|               |         |
|---------------|---------|
| 北野町長          | 秋 吉 喜一郎 |
| 北野町議会議長       | 井 口 正 美 |
| 北野町区長会長       | 浦 野 典 幸 |
| 北野町商工会副会長     | 谷 口 邦 博 |
| 北野町婦人会連絡協議会会長 | 益 永 エミ子 |

### ●城島町

|            |         |
|------------|---------|
| 城島町長       | 佐 藤 利 幸 |
| 城島町議会議長    | 鐘ヶ江 厚 次 |
| 城島町区長会長    | 今 村 新   |
| 城島町商工会長    | 中 島 宏 輔 |
| 城島町まちづくり委員 | 平 田 正   |

### ●三潯町

|         |         |
|---------|---------|
| 三潯町長    | 砂 山 惣 吉 |
| 三潯町議会議長 | 内 田 満   |
| 三潯町区長会長 | 田 中 義 一 |
| 三潯町商工会長 | 寺 島 廣 記 |
| 三潯町婦人会長 | 富 松 章 子 |

### ●広川町

|          |         |
|----------|---------|
| 広川町長     | 高 鍋 具 弥 |
| 広川町議会議長  | 渡 邊 元 喜 |
| 広川町区長会長  | 鶴 元 繁 美 |
| 広川町商工会会長 | 稲 富 保   |
| (調 整 中)  |         |

# 久留米広域合併任意協議会発足式及び第 1 回会議資料

## — 目 次 —

|                                             |             |
|---------------------------------------------|-------------|
| ○ 久留米広域合併任意協議会規約                            | P 1 ~ P 2   |
| ○ 久留米広域合併任意協議会組織図                           | P 3         |
| ○ 第 1 号議案<br>久留米広域合併任意協議会の会長及び副会長の選出について    | P 4         |
| ○ 第 2 号議案<br>平成 1 4 年度久留米広域合併任意協議会事業計画(案)   | P 5         |
| ○ 第 3 号議案<br>平成 1 4 年度久留米広域合併任意協議会歳入歳出予算(案) | P 6         |
| ○ 久留米広域合併任意協議会会議の運営に関する規程(案)                | P 7 ~ P 8   |
| ○ 久留米広域合併任意協議会会議の傍聴要領について(案)                | P 9         |
| ○ 久留米広域合併任意協議会の管理する情報の公開に関する規程(案)           | P 10 ~ P 13 |

## 久留米広域合併任意協議会規約

### （協議会の設置）

第1条 久留米市、八女市、田主丸町、北野町、城島町、三潴町及び広川町（以下「2市5町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づく合併協議会の設置に向けて、合併任意協議会を設置する。

### （合併任意協議会の名称）

第2条 合併任意協議会の名称は、久留米広域合併任意協議会（以下「任意協議会」という。）とする。

### （協議会の目的）

第3条 任意協議会は、2市5町の合併に関し、必要な調査及び研究を行うとともに、2市5町相互間の連絡調整を図ることを目的とする。

### （協議会の事務）

第4条 任意協議会は、前条の目的を達成するため次に掲げる事項について協議する。

- (1) 2市5町の合併に関する協議事項（合併の可否に関する協議事項を含む。）
- (2) 法第5条の規定に基づく合併後の新市建設計画案の作成
- (3) 合併についての住民への説明手法
- (4) 前3号に掲げるもののほか、合併に関し必要な事項

### （組織）

第5条 任意協議会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 2市5町の長
- (2) 2市5町の議会の代表者 議会ごとに各1名
- (3) 2市5町の長が、自己の属する市又は町の住民のうちから推薦する者 市又は町ごとに各3名

2 委員は、非常勤とする。

### （会長及び副会長）

第6条 任意協議会に会長及び副会長6名を置き、委員の互選によりこれを選出する。

2 会長は、任意協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した副会長が、その職務を代理する。

### （会議）

第7条 任意協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長がこれを招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

### （関係職員の出席）

第8条 会長は、必要に応じ2市5町の関係職員を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

（幹事会及び専門部会）

- 第 9 条 任意協議会に提案する事項について協議し、又は調整するため、任意協議会に幹事会を置く。
- 2 第 4 条各号に掲げる事項を専門的に協議し、又は調整するため、幹事会に専門部会を置くことができる。
- 3 幹事会及び専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（事務局）

- 第 10 条 任意協議会の事務を処理するため、任意協議会に事務局を置く。
- 2 事務局は、会長の属する市又は町に置く。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（経費）

- 第 11 条 任意協議会に要する経費は、2 市 5 町の負担金及びその他の収入をもって充てる。

（監査）

- 第 12 条 任意協議会の出納の監査は、会長が、会長の属する市又は町の監査委員に委嘱して行う。
- 2 監査委員は、前項の監査を行ったときは、その結果を会長に報告しなければならない。

（財務に関する事項）

- 第 13 条 任意協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長の属する市又は町の例により会長が定める。

（報酬及び費用弁償）

- 第 14 条 会長、副会長その他の委員及び会長が任意協議会の監査を委嘱した監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。
- 2 前項に規定する報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、会長の属する市又は町の例により会長が定める。

（任意協議会解散の場合の措置）

- 第 15 条 任意協議会が解散した場合においては、任意協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

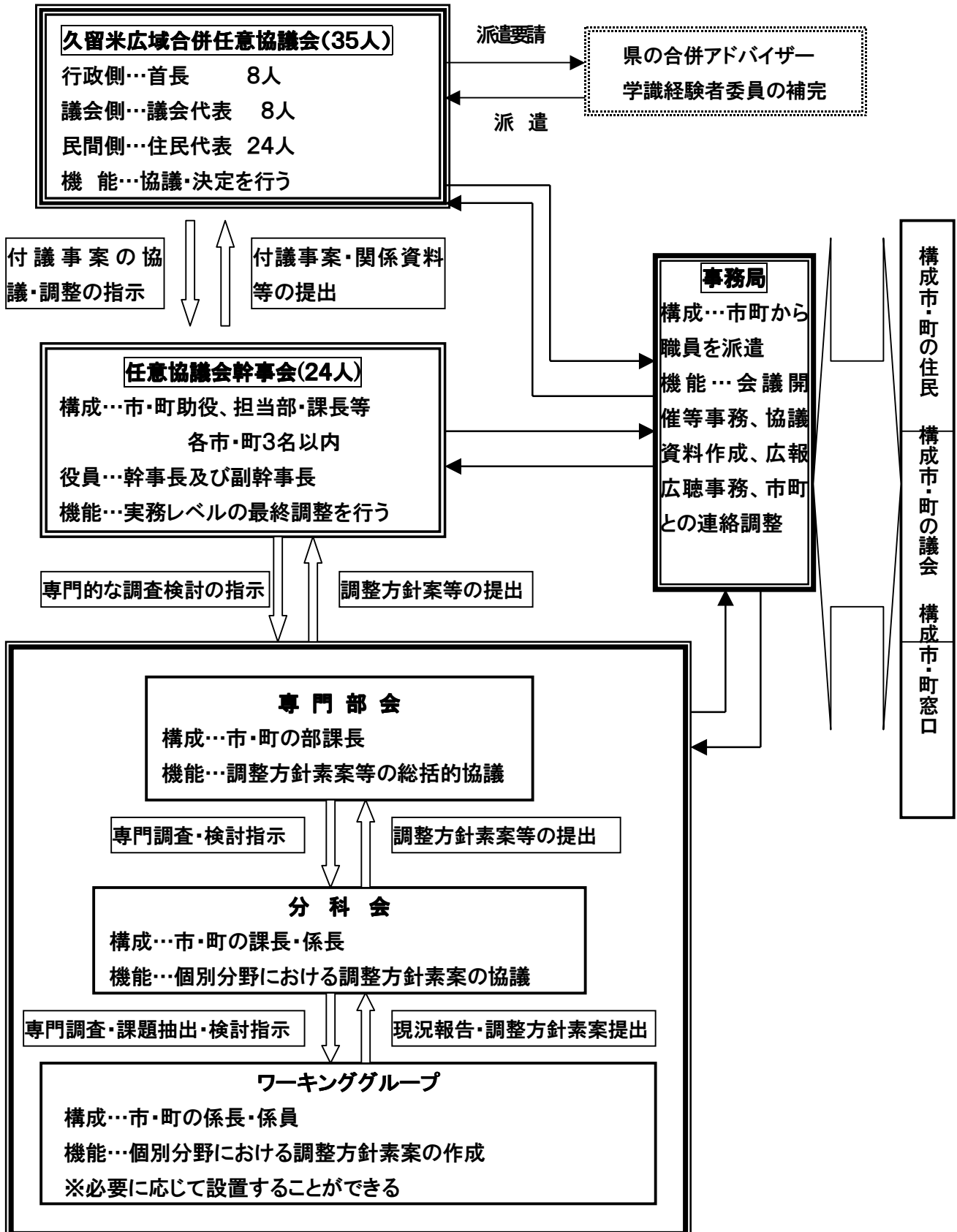
（補則）

- 第 16 条 この規約に定めるもののほか、任意協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成 14 年 7 月 20 日から施行する。

## 久留米広域合併任意協議会 組織図



久留米広域合併任意協議会の会長及び副会長の選出について

久留米広域合併任意協議会規約第 6 条第 1 項に基づき、会長及び副会長 6 名を選出するものである。

|     |  |
|-----|--|
| 会 長 |  |
|-----|--|

|       |  |
|-------|--|
| 副 会 長 |  |
| 副 会 長 |  |
| 副 会 長 |  |
| 副 会 長 |  |
| 副 会 長 |  |
| 副 会 長 |  |

## 第 2 号議案

### 平成 14 年度久留米広域合併任意協議会事業計画（案）

平成 14 年 7 月 1 日に久留米市・八女市・北野町・城島町・三潴町・広川町は、本地域の合併任意協議会を設立することに合意し、これまで 2 回の設立準備会を開催し、任意協議会の設立に向けた準備を進めてまいりました。

さらに、去る 7 月 19 日に田主丸町より、本任意協議会への参加表明がなされ、共に、広域合併に向けた新たなスタートを迎えることとなりました。

今後、本協議会では、合併に関する調査・検討・協議を行い、その結果を住民の前に明らかにしていくとともに、近隣自治体に本協議会への参加を呼びかけてまいります。

また、合併の目標を合併特例法の期限である 17 年 3 月 31 日までとすれば、法定協議会への早期の移行が望まれるところです。

そこで、本年度については、下記のとおり事務事業現況調査、新市まちづくり構想の策定等を行い、法定協議会の早期設置に向け、着実な取組みを進めてまいります。

#### 記

- 1．任意協議会の開催
- 2．幹事会の開催
- 3．専門部会の設置及び開催
- 4．事務事業現況調査
- 5．新市まちづくり構想の策定
- 6．住民への情報提供
- 7．住民意向調査支援
- 8．行政視察の実施
- 9．その他必要な事項

## 第3号議案

## 平成14年度 久留米広域合併任意協議会歳入歳出予算(案)

## 《歳入》

(単位:千円)

| 款      | 項      | 金額     | 区 分          |        | 説 明                                                                                                  |
|--------|--------|--------|--------------|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        |        |        | 節            | 金額     |                                                                                                      |
| 1.負担金  |        | 11,000 |              |        |                                                                                                      |
|        | 1.負担金  | 11,000 | 任意協議会<br>負担金 | 11,000 | 久留米市負担金 5,900<br>八女市負担金 1,100<br>田主丸町負担金 800<br>北野町負担金 800<br>城島町負担金 800<br>三潴町負担金 800<br>広川町負担金 800 |
| 2.県支出金 |        | 5,000  |              |        |                                                                                                      |
|        | 1.県交付金 | 5,000  | 任意協議会<br>交付金 | 5,000  | 合併支援事業交付金                                                                                            |
| 3.手数料  |        | 1      |              |        |                                                                                                      |
|        | 1.手数料  | 1      | 手数料          | 1      | 複写等手数料                                                                                               |
| 4.諸収入  |        | 2      |              |        |                                                                                                      |
|        | 1.預金利子 | 1      | 預金利子         | 1      | 預金利子                                                                                                 |
|        | 2.雑入   | 1      | 雑入           | 1      | 雑入                                                                                                   |
| 歳入合計   |        | 16,003 |              |        |                                                                                                      |

## 《歳出》

(単位:千円)

| 款     | 項      | 金額     | 区 分             |       | 説 明                                                    |
|-------|--------|--------|-----------------|-------|--------------------------------------------------------|
|       |        |        | 節               | 金額    |                                                        |
| 1.運営費 |        | 5,162  |                 |       |                                                        |
|       | 1.会議費  | 2,939  | 報酬              | 924   | 任意協議会委員報酬 924                                          |
|       |        |        | 報償費             | 57    | アドバイザー等謝金 57                                           |
|       |        |        | 旅費              | 262   | 費用弁償 162<br>旅費 100                                     |
|       |        |        | 需用費             | 758   | 消耗品費 120<br>食糧費 458<br>印刷製本費 180                       |
|       |        |        | 役務費             | 60    | 傷害保険料 60                                               |
|       |        |        | 委託料             | 378   | 会議録作成 378                                              |
|       |        |        | 使用料及び<br>賃借料    | 500   | 会場借上料 500                                              |
|       | 2.事務局費 | 2,223  | 旅費              | 600   | 旅費 600                                                 |
|       |        |        | 需用費             | 1,068 | 消耗品費 518<br>燃料費 100<br>食糧費 100<br>印刷製本費 250<br>修繕料 100 |
|       |        |        | 役務費             | 100   | 通信運搬費 100                                              |
|       |        |        | 使用料及び<br>賃借料    | 355   | 自動車借上料 50<br>有料道路利用料 100<br>機器等借上料 205                 |
|       |        |        | 負担金、補助<br>及び交付金 | 100   | 会議等出席負担金 100                                           |
| 2.事業費 |        | 10,341 |                 |       |                                                        |
|       | 1.事業費  | 10,341 | 報酬              | 308   | 任意協議会委員報酬 308                                          |
|       |        |        | 旅費              | 1,120 | 費用弁償 952<br>旅費 168                                     |
|       |        |        | 需用費             | 6,203 | 消耗品費 180<br>食糧費 53<br>印刷製本費 5,970                      |
|       |        |        | 委託料             | 1,750 | 広報紙配送 1,150<br>ホームページ開設・更新 600                         |
|       |        |        | 使用料及び<br>賃借料    | 960   | 会場借上料 600<br>自動車借上料 300<br>有料道路利用料 60                  |
| 3.予備費 |        | 500    |                 |       |                                                        |
|       | 1.予備費  | 500    |                 |       |                                                        |
| 歳出合計  |        | 16,003 |                 |       |                                                        |

## 久留米広域合併任意協議会会議の運営に関する規程（案）

### （趣旨）

第1条 この規程は、久留米広域合併任意協議会（以下「任意協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （基本方針）

第2条 会議は、原則公開とする。ただし、委員の過半数の同意があったときは、非公開とすることができる。

2 会議の運営に際しては、公平・公正な協議の推進に努めなければならない。

### （委員の責務）

第3条 会議の議長（以下「議長」という。）は、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

### （会議の開催）

第4条 会議の開催は、計画的に行うものとする。

### （会議の開閉等）

第5条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 委員は、議長の許可を得た後に、発言するものとする。

3 議長が必要と認めたときは、学識経験を有する者その他関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

### （会議の進行）

第6条 会議の議事に関し、委員の意見が整わず会議の進行に支障が生じた場合は、会長及び副会長により会議の進行方法について協議し、これを定めるものとする。

### （傍聴）

第7条 会議の傍聴については、議長が別に定める。

### （会議録）

第8条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

- (1) 開催した日時及び場所
- (2) 出席及び欠席者の氏名
- (3) 議題及び議事の経過
- (4) その他議長が必要と認めた事項

2 会議録には、議長及び議長が指名する2人の委員が署名しなければならない。

( 規律 )

第 9 条 何人も、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配付するときは、議長の許可を得なければならない。

( 補則 )

第 1 0 条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って決定する

附 則

この規程は、平成 14 年 7 月 2 0 日から施行する。

## 久留米広域合併任意協議会会議の傍聴要領について（案）

- １． 久留米広域合併任意協議会の会議の傍聴要領については、下記のとおりとする。
- ２． 会議開催の案内については、本任意協議会が別途開設を予定しているホームページにおいて公表する。
- ３． 傍聴の定員等については、２に規定するホームページにおいて公表する。

### 傍聴要領

#### １ 傍聴する場合の手続き

- （１） 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会時刻までに、会場で受付をし、係員の指示に従い、会場に入室してください。
- （２） 傍聴者の受付は先着順で行い、定員になり次第受付を終了します。

#### ２ 会場の秩序の維持

- （１） 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- （２） 傍聴者が、３の事項に違反したときはこれを注意し、なお、これに従わないときは、退場していただくことになります。

#### ３ 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、次の事項を守ってください。

- （１） 会議開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- （２） 騒ぎ立てるなど、議事の妨害はしないこと。
- （３） 会場において、飲食又は喫煙しないこと。
- （４） 会場において、会長の許可なく、会議の模様を撮影し、録音等を行わないこと。
- （５） 会場において、携帯電話、ポケットベルを使用しないこと。
- （６） その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

#### ４ 傍聴者は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場してください。

## 久留米広域合併任意協議会の管理する情報の公開に関する規程（案）

### （目的）

第1条 この規程は、久留米市、八女市、田主丸町、北野町、城島町、三潴町、広川町（以下「2市5町」という。）で設置した、久留米広域合併任意協議会（以下「任意協議会」という。）において情報公開を実施するに当たり必要な事項を定めることを目的とする。

### （定義）

第2条 この規程において「文書」とは、任意協議会の職員（以下「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、任意協議会が管理しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1)官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2)歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

### （任意協議会の責務）

第3条 任意協議会は、この規程の定めるところにより、文書を迅速かつ積極的に開示するよう努めなければならない。

- 2 任意協議会は、視聴覚障害者等への文書の開示に当たっては、申出手続、開示方法等に関し、その利便を図るよう最大限の配慮をしなければならない。
- 3 任意協議会は、文書の開示に当たっては、個人の秘密、個人の私生活その他の他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに公にされないよう最大限の配慮をしなければならない。

### （利用者の責務）

第4条 この規程の定めるところにより文書の開示の申出をしようとするものは、適正な申出に努めるとともに、文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に用いなければならない。

- 2 何人も、この規程の定めるところにより開示された情報を濫用し、他者の権利利益を侵害してはならない。

### （開示の申出）

第5条 何人も、この規程の定めるところにより、任意協議会に対し、文書の開示の申出をすることができる。

### （開示申出の手続）

第6条 前条の規定による開示の申出（以下「開示申出」という。）は、次に掲げる事項を記載した文書開示申出書（様式第1号）を任意協議会に提出して行わなければならない。

- (1)開示申出をするものの氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名
  - (2)文書の名称その他の開示申出に係る文書を特定するに足りる事項
- 2 任意協議会は、文書開示申出書に形式上の不備があると認めるときは、開示申出をしたもの（以下「開示申出者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、任意協議会は、開示申出者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めるものとする。

### （対象文書の原則開示）

第7条 任意協議会は、開示申出があったときは、開示申出に係る文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示申出者に対し、当該開示申出に係る文書を開示しなければならない。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
  - ア 法令及び条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が役職員又は公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該役職員又は公務員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 法人その他の団体（任意協議会並びに国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(3) 任意協議会並びに国及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(4) 任意協議会又は国若しくは地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、任意協議会又は国若しくは地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 国又は地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(5) 公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

(6) 法令等の定めるところにより、公にすることができないと認められる情報

(7) 公にしないことを条件に法人等又は個人から任意に提供された情報であって、当該情報の性質又は任意協議会に対する当該提供者の信頼保護の必要度に照らし、公にしないことが合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(8) 公にすることにより、社会的差別につながるおそれがある情報

（文書の部分開示）

第8条 任意協議会は、開示申出に係る文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示申出者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示申出に係る文書に前条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（文書の存否に関する情報）

第9条 開示申出に対し、当該開示申出に係る文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、任意協議会は、当該文書の存否を明らかにしないで、当該開示申出を拒否することができる。

（開示申出に対する措置）

第10条 任意協議会は、開示申出に係る文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示申出者に対し、その旨及び開示の実施に必要な事項を全部開示決定通知書（様式第2号）又は

部分開示決定通知書（様式第3号）により通知しなければならない。

2 任意協議会は、開示申出に係る文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示申出を拒否するとき、及び開示申出に係る文書を管理していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示申出者に対し、その旨を不開示決定通知書（様式第4号）により通知しなければならない。この場合において、当該文書を開示することができることとなる期日が明らかであるときは、その期日を記載しなければならない。

3 前2項の場合において、任意協議会は、必要があると認めるときは、会長の属する市又は町に助言を求めることができる。

4 任意協議会は、第1項及び第2項の場合において、その管理する文書が2市5町の長その他の行政機関の長から取得した文書であるときは、当該行政機関の長と協議するものとする。

（開示決定等の期限）

第11条 前条第1項及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示申出があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、任意協議会は、事務処理上の困難その他やむを得ない理由があるときは、同項に規定する期間を28日以内に限り延長することができる。この場合において、任意協議会は、開示申出者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を開示決定等期間延長通知書（様式第5号）により通知しなければならない。

（理由付記）

第12条 任意協議会は、第10条第1項の規定により開示申出に係る文書の一部を開示しないとき、又は同条第2項の規定により開示申出に係る文書の全部を開示しないときは、開示申出者に対し、不開示決定通知書又は部分開示決定通知書によりその理由を示さなければならない。

（第三者に関する情報の取扱い）

第13条 任意協議会は、開示申出に係る文書に任意協議会、国、地方公共団体及び開示申出者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、開示決定等をするに当たって、当該第三者の意見を聴くことができる。

2 前項の規定により第三者の意見を聴く場合は、書面又は口頭により行うものとする。この場合において、書面により意見を聴く場合は、意見照会書（様式第6号）により通知し、文書の開示に係る意見書（様式第7号）の提出を受けるものとする。

（開示の実施）

第14条 文書の開示は、文書、図画、写真又はフィルムについては閲覧若しくは視聴又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して別に定める方法により行う。

2 前項の閲覧又は視聴の方法による文書の開示にあっては、任意協議会は、当該文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

（費用負担）

第15条 前条第1項の規定により写しの交付をうけるものは、別に定めるところにより、当該交付に要する費用を負担しなければならない。

2 費用は、文書の写しの交付を行う際に徴収する。

（異議の申出があった場合の手続）

第16条 開示申出者は、開示決定等について不服があるときは、開示決定等を知った日の翌日から起算して60日以内に任意協議会に対し、異議の申出（以下「異議申出」という。）をすることができる。

2 異議申出は、任意協議会に異議申出書（様式第8号）を提出してしなければならない。

3 任意協議会は、異議申出があった場合は、当該異議申出に係る開示決定等についての再度の検討を行った上で、当該異議申出に対する決定を行い、書面により通知しなければならない。

（情報提供等の推進）

第17条 任意協議会は、広報刊行物の発行、各種資料の提供その他任意協議会の事業に関する情報

を広く 2 市 5 町の住民に提供する施策を積極的に推進し、2 市 5 町の住民が任意協議会の事業に関する正確で分かりやすい情報を得ることができるよう努めるものとする。

（文書の管理）

第 18 条 任意協議会は、この規程の適正かつ円滑な運用に資するため、文書を適正に管理するものとする。

（開示申出をしようとするものに対する情報の提供等）

第 19 条 任意協議会は、開示申出をしようとするものが容易かつ的確に開示申出をすることができるよう、任意協議会が管理する文書の特定に資する情報の提供その他開示申出をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（他の法令等との調整）

第 20 条 任意協議会は、法令等の規定による閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の対象となる文書については、文書の開示をしないものとする。

（委任）

第 21 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成 14 年 7 月 20 日から施行する。